

一般名処方について

一般名処方とは、医師が先発医薬品か後発医薬品かといった個別の銘柄にこだわらず処方できるものです。

一般名処方の場合、患者さん自身が、銘柄によらず供給や在庫状況に応じて保険薬局で相談して決めることができます。

当センターでは、一部医薬品において院外処方箋の一般名処方を開始しています。